

施策目標個票

(国土交通省2-32)

施策目標	建設市場の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 主要な業績指標122は目標達成済であり、主要業績指標123及び124は目標達成に向けて順調に推移しているため、「②目標達成」とした。
	施策の分析	安定的な建設投資の推移等により、建設企業の利益率等に改善が見られるが、引き続き建設技能労働者の担い手確保対策の更なる強化等を図ることが必要。また、建設業における社会保険加入率については、着実に上昇しているものの、更に加入徹底に努める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	これまでの取り組みをさらに強化し、社会保険加入を促進するため、法定福利費内訳明示の取組について働きかけを強化する予定である。 今後とも、中小・中堅建設企業をはじめとした建設企業の経営基盤の強化や海外展開の推進を図るとともに、建設業における担い手の確保・育成に向けて、適正な賃金水準の確保や女性の更なる活躍、定着など総合的な取組の強化を図る。 また、目標年度を迎えた指標については今後見直しを検討する。

業績指標	122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H22年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		1.0兆円	1.5兆円	1.9兆円	1.9兆円	2.1兆円	1.1兆円	A	2.0兆円
		年度ごとの目標値	-						
	123 専門工事業者の売上高営業利益率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		2.57%	4.69%	4.93%	5.49%	6.33%	集計中	A	4.5%以上を維持
		年度ごとの目標値	-						
	124 建設業における社会保険加入率(①企業単位*、②労働者単位*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R7年
		①84% ②57%	①96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	①98% ②88%	①99% ②88%	A	①100%(R7年) ②90%程度(製造業相当)(R5年)
		暦年ごとの目標値	-						
参96 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①ダンピング対策の導入、②予定価格の事後公表)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度	
	①92% ②40.5%	-	①93.5% ②41.9%	①94.4% ②42.9%	①95.1% ②42.7%	①95.4% ②41.7%		①97% ②60%	
	年度ごとの目標値	-							
参97 週休2日工事を発注した国及び都道府県の数(①国土交通省において発注する直轄工事②47都道府県が発注する工事)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①1/1 ②41/47	-	-	①1/1 ②41/47	①1/1 ②46/47	①1/1 ②47/47		①1/1 ②47/47	
	年度ごとの目標値	-							
参98 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要平均日数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度	
	45日	/	/	37日	25日	26日		(H30年度) 45日以下 (H31~R3年度) 35日以下	
	年度ごとの目標値	-							
参99 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入 ※導入の指標は、建設業退職共済制度電子申請方式を建設キャリアアップシステム活用工事として当該機関が導入していること	初期値	実績値					評価	目標値	
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度末	
	-	-	-	-	-	-		100%	
	年度ごとの目標値	-							

参考指標	参100 ①建設産業における入職者に占める女性の割合 ②建設産業における女性の入職者数に対する離職者数の割合 ③「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」の内容を認知している建設企業の割合 ④都道府県単位で活動している女性定着に取り組む団体の「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R6年
		①19.4% (平成29年) ②66.7% (平成29年) ③24.5% (令和元年) ④20都県 (令和元年)	-	①19.4% ②66.7% ③- ④-	①20.5% ②71.4% ③- ④-	①19.4% ②96.9% ③24.5% ④20都県	①- ②- ③21.1% ④23都府県		①毎年増加 (令和6年) ②毎年減少 (令和6年) ③100% (令和6年) ④47都道府県において各1団体以上 (令和6年)
暦年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			
参101 建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(①「労働力調査」から算定する技能者数 ②建設キャリアアップシステムに登録している技能者数 ③「学校基本調査」から算定する入職数 ④「賃金構造基本統計調査」から算定する年間賃金支給額)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		-	
	①328万人 (平成30年) ②22万人 (令和元年) ③39万人 (平成30年) ④4,450千円 (平成29年)	①- ②- ③- ④-	①- ②- ③- ④4,450千円	①328万人 ②- ③39万人 ④4,625千円	①324万人 ②22万人 ③39万人 ④4,624千円	①318万人 ②52万人 ③40万人 ④-		- (モニター指標のため)	
暦年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,222	1,177	1,118	1,212	
		補正予算(b)	290	700	488	-	
		前年度繰越等(c)	169	290	907	-	
		合計(a+b+c)	1,681 <0>	2,167 <0>	2,513 <0>	1,212 <0>	
	執行額(百万円)		1,230	1,152			
	翌年度繰越額(百万円)		290	907			
	不用額(百万円)		91	108			

学識経験を有する者の知見の活用 国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)

担当部局名	不動産・建設経済局	作成責任者名	建設市場整備課 (課長 西山 茂樹)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------	--------	-----------------------	----------	--------

業績指標 1 2 2

我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設業の海外受注高）（*）

評 価

A	目標値： 2.0 兆円（令和 2 年度） 実績値： 1.1 兆円（令和 2 年度） 初期値： 1.0 兆円（平成 22 年度）
---	---

（指標の定義）

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高

（目標設定の考え方・根拠）

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、中堅・中小建設企業を含む我が国建設産業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成 21～23 年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、令和 2 年度までに年間 2 兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）

景気動向、相手国の政情・インフラ需要等の社会・経済情勢、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者
 日系製造業等の民間発注者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○インフラシステム輸出戦略（平成 25 年 5 月 17 日経協インフラ戦略会議決定、令和元年 6 月 3 日改訂）
 我が国企業が 2020 年に約 30 兆円（2010 年：10 兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。

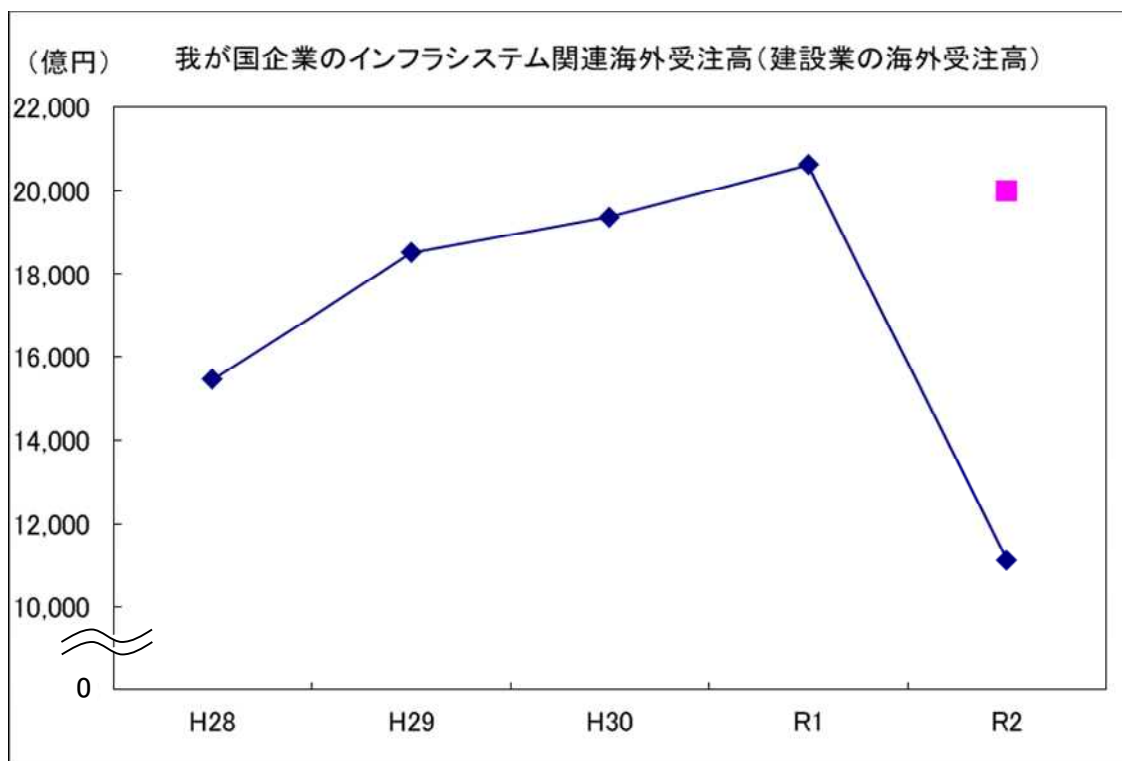
【閣決（重点）】

○第 4 次社会資本整備重点計画
 政策パッケージ 4-3（我が国の優れたインフラシステムの海外展開）
 重点施策の達成状況を測定するための代表的な指数（KPI）：建設業の海外受注高：令和 2 年：2 兆円

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
15,464 億円	18,515 億円	19,375 億円	20,609 億円	11,136 億円	



主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

① ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間プラットフォームを構築し、関係を強化
- ・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境作りに寄与
- ・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立 等

② ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・中堅・中小建設企業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小企業の海外進出支援
- ・新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力し、企業紹介やマッチング等を目的としたセミナーの開催
- ・政府間プラットフォームを活用した案件形成支援 等

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海外建設受注高はこれまで順調に増加し、令和元年度に初めて2兆円を超え、令和2年度の目標値としていた2.0兆円を達成した。令和2年度受注高は大幅に減少しているが、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの入札予定案件について入札手続きが延期となっているだけでなく、各国の建設投資の見直し等により、受注環境が大きく変化し、特に民間発注については、景気の低迷が受注に大きな影響を与えていること等が考えられる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ ビジネス環境整備においては、ベトナムにおいては一部地域を対象に日本の土地評価制度を試験的に導入し、当パイロット事業で活用した日本の土地評価手法をまとめたマニュアルを天然資源環境省に提供したほか、カンボジアにおいては、令和元年に、日本の支援をもとに策定した「建設法」が施行された。また、令和元年7月及び令和2年1月に、土地・建設関連制度の整備普及を担う人材育成の促進等を目的としてASEAN諸国等政府職員に対し我が国の関連制度の紹介等を行った。
- ・ ビジネス機会創出支援においては、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を通じ、国内セミナーの開催、ベトナムへの海外訪問団派遣やベトナム・フィリピンでの就職説明会等を実施した。また、平成29年6月にバングラデシュ政府との間で、同国におけるPPP事業について我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みを構築し、以後、日本企業も同席の上で政府間会合を開催し、当枠組みにおいて実施するPPPプロジェクトの特定や案件推進に係る協議を実施。令和3年2月に行った第4回会合では、政府間枠組みで推進する新規プロジェクトを1件選定した。加えて、令和元年に開催した第5回日本・トルコ建設産業会議では、両国の建設業協会が覚書を締結し、両国企業の情報交換や連携促進を確認し、令和2年の第6回同会議後には両国企業によるビジネスマッチングを実施した。また、PPP事業等への対応力を高めるため、各国先進企業の戦略や我が国のボトルネックを整理し、国が取り得る新たな支援策や今後建設企業が取るべき方策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、海外建設受注高が、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少したものの、これまで目標値へ向け順調に推移しており、令和元年度には2兆円を超え、令和2年度の目標値を達成したことからAと評価した。今後は、「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和2年12月経協インフラ戦略会議決定)及び「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2021」(令和3年6月国土交通省国際政策推進本部決定)に位置付けられた取り組みを実施し、建設産業のさらなる海外展開を支援する。今後の目標値の設定については別途検討を行う。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 不動産・建設経済局国際市場課(課長 川合 紀子)

関係課：

業績指標 1 2 3

専門工事業者の売上高営業利益率*

評価

A	目標値：4.50%以上を維持（令和5年度） 実績値：集計中（令和2年度） 6.33%（令和元年度） 初期値：2.57%（平成24年度）
---	--

（指標の定義）

専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合（建設工事施工統計調査をもとに算出）

※専門工事業者の売上高営業利益率＝（営業損益/完成工事高）×100

※専門工事業＝建設工事施工統計調査の職別工事業＋設備工事業

（目標設定の考え方・根拠）

専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。

営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

平成30年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は4.4%であるため、今後5年間これを上回る4.5%を維持することを目指す（なお、平成30年度時点で専門工事業の売上高営業利益率は目標値を上回っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により専門工事業界においても先行きが不透明なことから、当面は平成30年度時点での全産業における売上高営業利益率を上回ることを目標とする）。

（外部要因）

建設投資の増減等

（他の関係主体）

専門工事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

該当なし

【閣決（重点）】

該当なし

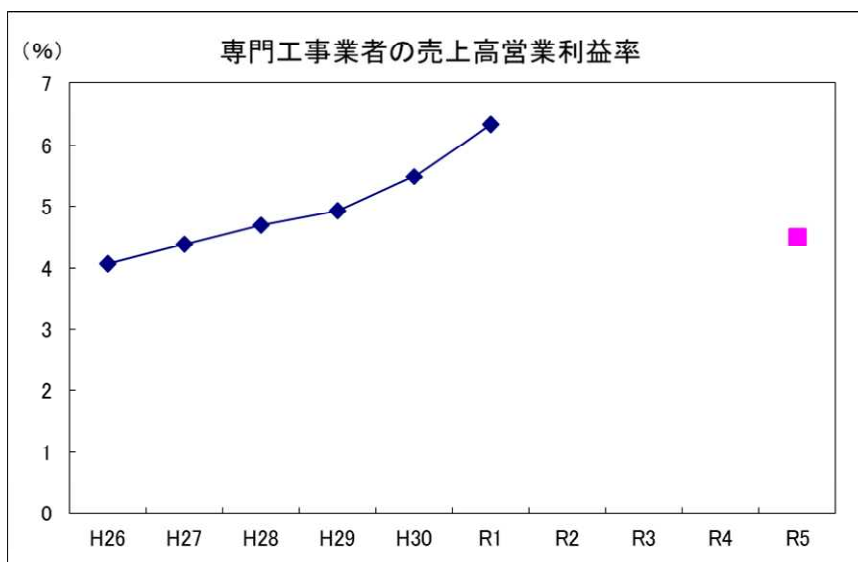
【その他】

該当なし

過去の実績値

（年度）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
4.07%	4.38%	4.69%	4.93%	5.49%	6.33%	集計中



主な事務事業等の概要

(令和元年度・2年度事業) 地域建設産業の生産性向上及び持続性確保の実施

建設業に精通した専門家が、中小・中堅建設企業の生産性向上に向けた課題に関する相談に対して、相談支援を実施。特に他の中小・中堅建設企業の課題の解決に参考となるモデル性の高い取り組みを厳選し、重点支援を実施。併せて、優良事例の事例集を作成し、業界内への効果的な水平展開により中小・中堅建設企業の持続的な成長の確保を図った。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年度において目標値は達成しており、過去の実績値のトレンドを延長しても、目標年度まで目標値以上を維持していることが見込まれる。(令和元年度実績値=(2,409,807,000,000/38,042,340,000,000)×100)

(事務事業等の実施状況)

- ・地域建設産業事業継続支援事業の実施状況
 - <相談支援>
令和元年度：80件（上限に達したため終了）
 - <重点支援>
令和元年度：7件

- ・地域建設産業の生産性向上及び持続性確保の実施状況
 - <相談支援>
令和2年度：222件
 - <重点支援>
令和2年度：7件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値の達成に向けて順調に推移したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考え、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、優良事例の水平展開や、生産性向上に向けた相談支援等を引き続き実施することにより、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局 建設市場整備課（課長 西山 茂樹）

業績指標 124

建設業における社会保険加入率（①企業単位*、②労働者単位*）

評価

①A ②A	目標値：①100%（令和7年） ②90%程度（製造業相当）（令和5年） 実績値：①99%（令和2年） ②88%（令和2年） 初期値：①84%（平成23年） ②57%（平成23年）
----------	--

（指標の定義）

・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果（国土交通省）

予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設技能労働者（約12万人）の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況調査を行った結果。

＜企業単位＞

社会保険加入率

＝社会保険に全て加入している企業数／公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数×100

＜労働者単位＞

社会保険加入率

＝社会保険に全て加入している労働者数／公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数×100

（目標設定の考え方・根拠）

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成24年1月）においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。

平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇したものの、未だ社会保険に加入していない企業が存在している。なお、改正建設業法施行（令和2年10月）により建設業の許可・更新で社会保険加入が要件化され社会保険加入対策はさらに強化されるが、全許可業者の更新が完了するのは令和7年10月である。また、労働者単位の加入率は製造業と比べ未だ低い状況である。このため、第4回建設業社会保険推進連絡協議会（令和2年6月）において、労働者単位での社会保険加入確認の強化・CCUS活用の原則化を決定、また、あらゆる工事でのCCUS完全実施が令和5年度から開始される方向性が示されたので、労働者単位の目標年度は令和5年度とする。

※CCUS（建設キャリアアップシステム）：技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステム

（外部要因）

（他の関係主体）

厚生労働省

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

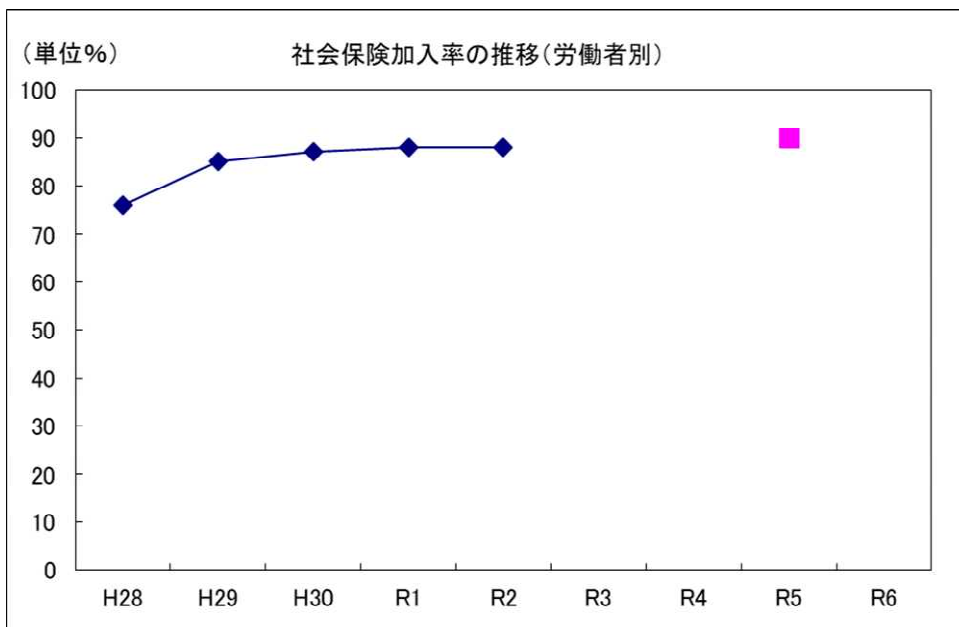
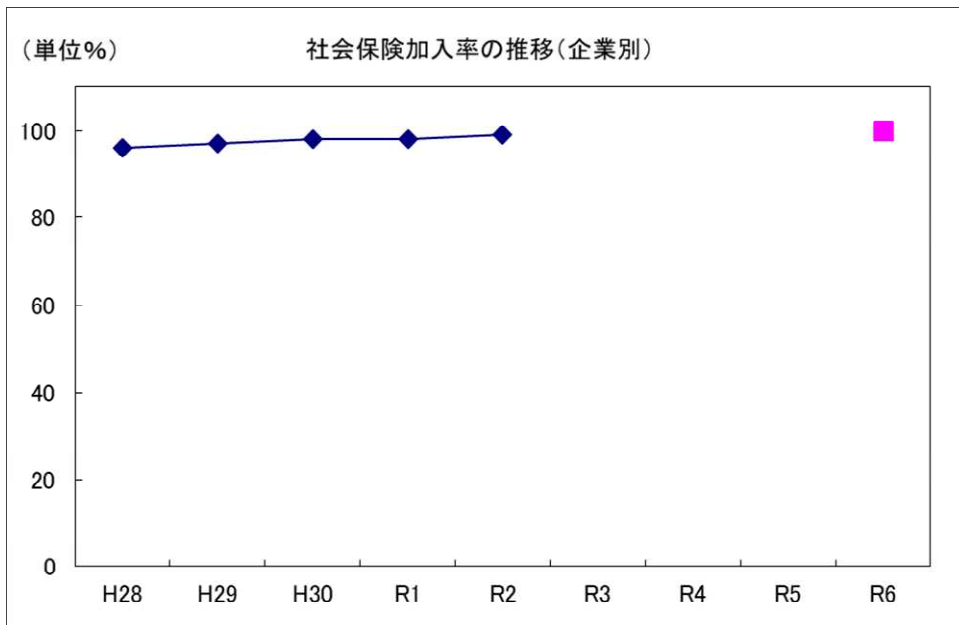
【その他】

なし

過去の実績値

（年）

	H28	H29	H30	R01	R02
①	96%	97%	97%	98%	99%
②	76%	85%	87%	88%	88%



主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

①建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置

行政、建設業団体、学識経験者で構成する協議会を設置し、関係者が一体となって社会保険加入を含めた建設技能労働者の処遇改善の取り組みを進めている。

②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、立入検査時の保険加入状況の確認・指導、元請企業の下請企業への指導状況の確認、令和2年10月以降は社会保険の加入が建設業許可・更新の要件となっている。

③公共工事における対策の実施

国土交通省の直轄工事において、社会保険加入企業に限定する措置を実施している。また、地方公共団体発注の工事については、社会保険加入企業への限定を図ることを要請している。

④民間発注工事における対策の実施

工事施工を社会保険加入業者に限定する旨の誓約書を発注者に提出することを推進している。

⑤建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月に制定した。本ガイドラインの中で、元請企業に対して、現場に入場する建設技能労働者の加入状況の確認・加入指導を要請している。労働者の加入強化を図るため、令和2年10月に本ガイドラインを改訂し、現場入場時の社会保険加入確認はCCUSの活用を原則としている。

⑥法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

- ・直轄工事において、必要な法定福利費を予定価格に反映
- ・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出する取り組みを促進
- ・契約段階でも法定福利費が確保されることが重要であることから、標準約款において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化
- ・法定福利費の支払いや受取状況、賃金の状況に関する実態調査を実施

⑦相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①については、堅調に推移している。 (令和2年度実績値：(22,376/22,705) × 100)

②については、堅調に推移している。 (令和2年度実績値：(74,797/85,228) × 100)

(事務事業等の実施状況)

令和2年10月より、建設業の許可・更新で社会保険の加入が要件化されたことを踏まえ、労働者単位の加入強化を図るため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、現場入場時の社会保険加入確認はCCUSの活用を原則とする旨を通知した。

社会保険の加入に必要な法定福利費の確保について、見積時・契約時における法定福利費内訳明示の取組を促進するため、各地方整備局においても「建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会」を開催し、地方レベルにおいて取組強化を図った。また、地方公共団体が発注する工事においても法定福利費を内訳明示する取組を進めるため、取組がされていない自治体に対して、各地方整備局において直接働きかけを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇している状態であり、順調に推移しているが、高次の下請企業では未だ未加入の企業が存在。社会保険の加入に必要な法定福利費の確保について、賃金と法定福利費の支払状況に関する実態調査を実施した結果、高次の下請企業ほど法定福利費の確保ができておらず、また、民間発注工事や地方公共団体発注の工事では法定福利費を明示する取組が遅れていることが課題となっている。

令和2年10月に改正建設業法が施行され、社会保険加入が建設業許可・更新の要件となっており、さらにCCUSの活用で労働者単位での加入確認を強化される。また、法定福利費内訳明示の取組について働きかけを強化することから、①及び②の指標について目標年度において目標を達成すると見込まれることから、Aと評価した。

担当課等(担当課長名等)

担当課：不動産・建設経済局 建設市場整備課 (課長 西山 茂樹)